

平成18年  
4月

# 『障害者自立支援法』開始

施設やホームヘルプを利用されている方（利用までの流れや利用者負担が変わります）

## ・利用までの流れ

今までは、[申請] [聞き取り] [支給決定] [サービス利用]となっていました。

今後は、[申請] [調査員が訪問] [一次判定] [二次判定] [支給決定] [サービス計画案] [サービス利用]となります。

今回の改正で障害程度の判定やサービス利用の計画など以前の制度では不透明だった部分がよりわかりやすくなります。

## ・利用者負担

今までは、収入に応じて月額か時間単位で一定の負担となっていました。

今後は、サービス利用料の原則1割の負担となります。

ただし、収入に応じて1か月の上限額が設定されます。また、食費や光熱費については、実費負担となりますが、軽減措置があります。



更生医療・精神通院医療・育成医療を利用されている方（利用者負担が変わります）

## ・利用者負担

今までは、収入に応じて月額一定の負担か医療費の5%の負担となっていました。

今後は、医療費の原則1割負担となります。ただし、収入に応じて1か月の上限額が設定されます。

また、疾病の種類によっては、1か月の上限額がさらに引き下げられます。



補装具を利用されている方（利用者負担が変わります）

## ・利用者負担

今までは、収入に応じて月額一定の負担となっていました。

今後は、補装具代の原則1割を負担します。ただし、収入に応じて1か月の上限額が設定されます。

※各制度を利用されている皆さまへは、今後、役場や施設より新しい制度を利用するための手続きについて、文書などでお知らせします。

お問い合わせ先 福祉介護課高齢障害係 ☎53-1111 内線2134

## さつま町奨学資金制度

### 奨学資金の種類

#### 普通奨学資金

・公立高等学校及び専門学校に在学している方  
月額 10,000円以内

・私立高等学校及び専門学校に在学している方  
月額 20,000円以内

・大学及び専修学校に在学している方  
月額 30,000円以内

・宮之城農業高等学校福祉科及び薩摩中央高等学校福祉課修学者奨学資金

・宮之城農業高等学校福祉科及び薩摩中央高等学校福祉課に在学している方  
月額 5,000円以内

・農業自営者育成奨学資金

・農業関係の高等学校又はこれと同等と認められる試験場、研究所などに在籍する方  
月額 12,000円以内

・農業関係の大学又はこれと同等と認められる試験場、研究所などに在籍する方  
月額 22,000円以内

### 貸付条件

#### 無利子

本町に住所を有する者の子弟

奨学資金の種類の中で、普通奨学資金の貸付対象者は、他の奨学資金（無利子のものに限る）の採用外となった方に限られます。

詳細については、左記に問い合わせください。

教育委員会総務課 ☎⑤1230